

# 業務説明資料

## 1 件名

季刊誌「横濱」協働編集事業

## 2 履行期限

契約締結した日から令和3年3月31日まで

## 3 業務目的

横浜のさまざまな魅力を市内外に発信し、郷土意識を醸成すること、また、横浜の文化・歴史・自然などをアーカイブとして記録・保存していくことを目的として、有償季刊誌を年4回発行します。

「横浜」という魅力ある都市を広報し、「横浜をもっと知りたい」「横浜を訪れたい」「横浜に住みたい」など、集客・誘致につなげます。

## 4 事業の概要

### (1) 媒体の概要

ア 創刊日 平成15年6月30日

イ 発行回数 年4回

(令和2年7月、10月、3年1月、4月) ※4月発行号の納品は3月末までとする。

### (2) コンセプト

- ・横浜の魅力の発信及び郷土意識の醸成
- ・横浜の文化・歴史・自然などの記録・保存
- ・横浜市の施策・事業等のPR

### (3) 仕様・体裁

A4判、4色（一部モノクロ）、100ページ（表紙、広告ページを含むが広告ページについては全体の1割以内とする）、

1号につき9,000部以上発行、

定価630円（※消費税増税等に伴う価格の変更は、横浜市と協議の上で決定する）

### (4) 企画立案

企画立案は、有識者、協働事業者、横浜市で構成する企画編集会議において行います。

### (5) 編集・発行・販売

協働事業者は、民間のノウハウや視点を生かして、次のとおり編集・発行・販売に取り組むこととします。

ア 堅くなりがちな行政情報について、編集・レイアウトなどの工夫により、読みやすく魅力あふれる誌面を制作すること。

イ 本事業の趣旨を理解し、都市横浜のブランドイメージ向上につながる横浜市ならではの媒体を

制作すること。

ウ 販売・販路拡大・宣伝計画については、積極的かつ効果的に実施すること。

## 5 業務内容

横浜市と協働事業者の役割分担は次のとおりとします。

### (1) 横浜市

- ア 市政PR誌面（市長対談を含む16ページを予定）の企画、原稿作成協力、情報提供、取材先との調整
- イ 季刊誌「横濱」制作に係わる市政情報の提供等コーディネート
- ウ 冊子全体の内容確認
- エ 市庁舎市民情報センターでの販売
- オ 横浜市所管の広報媒体を活用した広報、事業PR

### (2) 協働事業者

- ア 冊子全体の企画・編集、取材・原稿作成（取材先との調整、原稿確認依頼を含む）、デザイン・レイアウト、広告募集・掲載、印刷・製本、発行など、本誌制作に必要なすべての作業工程及び進行管理業務
- イ 市政PR誌面の取材・原稿作成、デザイン、版下作成、市長対談の当日進行・経費の支払等
- ウ 企画編集会議の招集
- エ 市内外の書店、ウェブサイト等での販売・宣伝営業活動及び販路の開拓
- オ 最新号発行時の定期的な納・返品（市庁舎市民情報センターを含む）
- カ 季刊誌「横濱」についての広報、事業PR
- キ 本誌作成号の評価・検証及びその評価に基づいた次号の企画・立案
- ク 季刊誌「横濱」宣伝ポスターの作成及び印刷
- ケ 季刊誌「横濱」ウェブサイトの作成
  - ・バックナンバー及び最新号の概要をウェブサイト上に掲載する
  - ・特集及び市政PR誌面の一部をウェブサイト上で閲覧できるようにする（6ページ程度）
- コ 成果品の納品（納品先：横浜市市民局広報課）
  - ・完成品 1,000部
  - ・表紙画像（JPG）及び市政PR誌面（PDF）の電子データ
  - ・販売店一覧

## 6 業務内容に関連する詳細

### (1) 冊子について

ア 使用する紙は、現行版（表紙：マットコート K判 93.5キログラム 本文：マットコート A判 41.5キログラム）と同等以上のものとします。

### (2) 市政PR誌面について

ア 文字校正は最低2回、色校正は最低1回行うものとします。

なお、この他にも必要に応じて字句の修正、色使いの見直し等の指示を出す場合があります。

イ 誌面をレイアウトするに当たり、高齢者、色覚障害者にも配慮したデザイン、色使いとしてください。

## 7 発行経費及び横浜市の負担額

(1) 有償誌のため、協働事業者は、広告費、販売収入及び横浜市の負担額で7(2)にかかる制作費をすべて賄うものとします。

(2) 企画・編集及び制作に要する費用（ディレクション費、取材・原稿料、デザイン・レイアウト費、撮影費（メイク・スタイリスト代、花代含む）、イラストレーション費、キャンプ費、データ制作費、印刷費、謝礼など）、納品に要する費用、広告営業にかかる費用（媒体資料作成費、交通・通信費など）は、発行主体である協働事業者の負担となります。打ち合わせのための交通費などは、協働事業者、横浜市の各自が自己負担します。

(3) 横浜市の負担額上限

上限は8,950千円（税込）です。（発行回数：年4回）

※このプロポーザルは、令和2年度横浜市各会計予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、成立しません。

## 8 履行にあたっての条件及び留意事項

(1) 広告については、媒体のイメージアップにつながるような広告掲載コンセプトに基づいた内容にしてください。また、市の広告掲載要綱及び広告掲載基準を遵守してください。

・広告掲載要綱及び広告掲載基準

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/ad/syousai/ad-kitei.html>

(2) 誌面のデザイン・レイアウトにあたっては、下記を参考にして、高齢者や色覚障害者にも視認性の高い誌面となるよう、カラーバリアフリー等に配慮したデザイン、色使いとしてください。

・わかりやすい印刷物のつくり方 ～ユニバーサルデザインの視点から～（横浜市健康福祉局）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/torikumi/insatutop.html>

・カラーバリアフリー色使いのガイドライン（神奈川県）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html#e>

(3) 編集をはじめ企画・制作に携わるスタッフは、横浜市担当者と定期的に協議して作業を進めます。

(4) 著作権、個人情報に関するルールを遵守してください。

(5) その他疑義のあることはその都度、調整します。

ただし、市政PR誌面について疑義のある場合は、横浜市と事前に協議し、その指示に従うものとします。

(6) 事業概要は、あくまで現時点での予定であり、発行主体となる協働事業者と協議の上、事業目的に照らして、より効果的で事業性の高い計画に変更することも可能です。